

令和6年5月31日

お客様各位

ひまわり信用金庫

当金庫職員のマスクの着用等の見直しについて

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類感染症から5類感染症に移行された令和5年5月8日以降も、職員は原則としてマスクを着用しての勤務を継続してまいりましたが、令和6年6月1日から飛沫防止用パーティションを撤去するとともに、職員のマスクの着用は、原則として不要としますが、職員個人の判断とさせていただきます。

なお、お客様の安全を第一に考え、お客様との間隔を十分に保つことができない場面で対応する際には、マスクを着用するなど、状況に応じた対応を行ってまいります。

何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

